

議案第67号	多目的グラウンド人工芝生化工事請負契約の締結について									
契約検査課	<p>【契約の名称】 多目的グラウンド人工芝生化工事請負契約</p> <p>【契約の金額】 208,283,400円</p> <p>【契約の相手方】 三田市東山200番地2 小向井建設株式会社 代表取締役 小 向 井 博 文</p>									
内 容	<p>【関係法令】 地方自治法96条1項5号ほか</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 (議決事件) 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事項を議決しなければならない。 (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。 【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例】 (議会の議決に付すべき契約) 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。</p> </div> <p>【工事概要】</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">1</td> <td style="vertical-align: top;">工事場所</td> <td>三田市ゆりのき台一丁目 地内 駒ヶ谷運動公園内多目的グラウンド</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2</td> <td style="vertical-align: top;">工事内容</td> <td>人工芝舗装(ロングパイル人工芝) A=8,897㎡ 土工 一式 雨水排水設備工 1,432m 園路広場整備工 402㎡ グラント・コート整備工 11,297㎡ 構造物撤去工 一式 仮設工 一式</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3</td> <td style="vertical-align: top;">備 考</td> <td>地域スポーツ活動の拠点として、市民の運動意欲の増進と競技レベルの向上を図り、地域スポーツ振興へ寄与するため、本工事を起工するものである。</td> </tr> </table>	1	工事場所	三田市ゆりのき台一丁目 地内 駒ヶ谷運動公園内多目的グラウンド	2	工事内容	人工芝舗装(ロングパイル人工芝) A=8,897㎡ 土工 一式 雨水排水設備工 1,432m 園路広場整備工 402㎡ グラント・コート整備工 11,297㎡ 構造物撤去工 一式 仮設工 一式	3	備 考	地域スポーツ活動の拠点として、市民の運動意欲の増進と競技レベルの向上を図り、地域スポーツ振興へ寄与するため、本工事を起工するものである。
1	工事場所	三田市ゆりのき台一丁目 地内 駒ヶ谷運動公園内多目的グラウンド								
2	工事内容	人工芝舗装(ロングパイル人工芝) A=8,897㎡ 土工 一式 雨水排水設備工 1,432m 園路広場整備工 402㎡ グラント・コート整備工 11,297㎡ 構造物撤去工 一式 仮設工 一式								
3	備 考	地域スポーツ活動の拠点として、市民の運動意欲の増進と競技レベルの向上を図り、地域スポーツ振興へ寄与するため、本工事を起工するものである。								